

健康増進型保険が保険事業に与える影響について

香川大学経済学部

安井敏晃

はじめに

「インシュアテックと保険事業」に関するテーマとして、本報告では、わが国でもすでに販売されている健康増進型保険が保険事業に与える影響について考えてみたい。

1. 健康増進型保険

現在、わが国ではすでに数社から健康増進型保険が販売されている。各社の保険をみると、被保険者に求められる行為（努力）に違いが見られる。

被保険者に要求される努力が比較的簡便なものとしては健康診断書を提出することにより保険料が割引されるというものがある。それに対して、被保険者のコミットメントがより大きいものとしては、健康診断や各種検診を受診したり、フィットネス活動などを行うことによってポイントが付き、所定のポイントを獲得すれば保険料が割引となる保険がある。中には、スマートフォンなどの電子機器を携帯して被保険者の行動を把握して、それを保険料に反映するテレマティクス自動車保険のように、近年の ITC の発達により可能となったものもある。

本稿ではこれらの健康増進型保険をとりあえず次のようにまとめておきたい。すなわち、被保険者が、自身の健康状態をエビデンスに基づき示したり、健康を増進するための努力をすることによって実質的な保険料負担を低下できる人保険である。

2. 健康への高い関心

健康増進型保険が話題になった背景としては、わが国においては健康に対する関心が非常に高いことをあげることができよう。実際、健康に不安を持つ消費者も多いのである。例えば内閣府の調査において、日頃の生活の中で悩みや不安を感じているかという質問に対して「悩みや不安を感じている」と回答した者が 63.0%いる。さらにそのように回答した者にその内容を尋ねると、「自分の健康について」と回答した割合が 54.5%もあり、「家族の健康について」と回答した割合も 42.2%であった（「国民生活に関する世論調査（2018年）」）。このような消費者の健康不安に応えるように、各種ヘルスケア事業が発達してきている。経済産業省の資料によると、ヘルスケア産業（健康保持・増進に働きかけるもの）の市場規模は 2016 年で約 9.2 兆円と推計されている（「次世代ヘルスケア産業協議会の今後の議論について〜アクションプラン 2019 に向けて〜」）。

政府も健康増進に向けた対策を盛んに進めている。生活習慣病の増加に伴う医療保険財政の悪化を防止する必要があるからである。例えば2000年の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の開始（2012年終了）、2002年の健康増進法の成立がある。2015年の医療制度改革においては、加入者に対して予防・健康づくりのインセンティブを提供することが保険者の努力義務として位置づけられることとなった。

3. 健康増進型保険の効果

この健康増進型保険が販売されることによる生命保険事業に対する影響を考えてみたい。今後、健康情報に関するビッグデータを活用することにより、各種の治療とその効果について分析が進むことが期待されている。健康増進型保険に加入した被保険者のデータを活用することは、その一助となる。フィットネス活動などの実績と健康関連指標への影響、さらには生活習慣病の罹患率・死亡率への影響などについても分析を進めることができる。この成果は、当然のことながら保険事業にもメリットがある。より正確な保険料率の算定に役立つから、人保険の加入条件の見直しにもつながる。従来保険に加入できなかった謝絶体が条件体となることは社会的にもメリットが大きい。

4. ヘルスケア商品としての健康増進型保険

この健康増進型保険は単なる保険ではなく、健康増進活動が組み込まれた保険である。そのため、一種のヘルスケア商品とも捉えることができよう。その場合の「健康増進型保険」の特徴を考えてみたい。

5. 健康増進型保険とリスク細分化

健康増進型保険はわが国ではまだ導入されたばかりであるが、今後、健康増進型保険が普及した場合に想定されるいくつかの問題について、最後に検討しておきたい。